



退職金

退職金づくりは「中退共」で

中退共制度の特色

- 国の制度で安心・確実・有利です。
- 掛金の一部を国が助成します。
- 掛金は税法上、全額損金・必要経費となり、非課税になります。
- 従業員に機構・中退共から退職金が支払われます。
- 加入前の過去勤務期間や転職した場合に通算が出来ます。

加入の条件

中小企業の事業主が従業員のために加入します

業 者	常用従業員		資本金 出資金
一般業種 (製造業、建設業等)	300人以下	又は	3億円以下
			1億円以下
			5千万円以下
			5千万円以下
卸売業	100人以下		1億円以下
サービス業	100人以下		5千万円以下
小売業	50人以下		5千万円以下

※事業主（代表者）と生計を一にする同居の親族の従業員も加入させることができます。

掛金月額を選択

掛金月額は、下記の種類から従業員ごとに選択できます。

5,000円	6,000円	7,000円	8,000円
9,000円	10,000円	12,000円	14,000円
16,000円	18,000円	20,000円	22,000円
24,000円	26,000円	28,000円	30,000円

※掛金は全額非課税扱いです。

※短時間労働者の特例掛金月額

短時間労働者は、上記16種類の掛金月額の他に3種類の特例掛金月額も選択できます。

2,000円	3,000円	4,000円
--------	--------	--------

※短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が、同じ企業に雇用される通常の従業員より短くかつ、労働時間が30時間未満である従業員。

掛金の一部を国が助成します

助成対象者	助成区分	助 成 額
新しく加入する事業主	助成額	掛金の1/2(上限5,000円)
	助成期間	加入後4カ月目から1年間
	短時間労働者向け（特例掛金）	2,000円…掛金の1/2と上乘せ300円
		3,000円…掛金の1/2と上乘せ400円
掛金を増額する事業主	助成の対象となる掛金	(増額前) 18,000円以下
	助成額	増額分の1/3
	助成期間	増額月から1年間



新規のご加入も掛金の増額も受付はいつでも
OK!
手続きは簡単です！

基本退職金額表

基本退職金は掛金月額と納付月数に応じて自動的に定められている金額で
予定運用利回りは1.0%として定められた額です。(法令改正で変更もあります)

納付年数	5年	10年	20年	30年
掛金 2,000円	121,640円	253,120円	533,320円	842,620円
5,000円	304,100円	632,800円	1,333,300円	2,106,550円
10,000円	608,200円	1,265,600円	2,666,600円	4,213,100円
30,000円	1,824,600円	3,796,800円	7,999,800円	12,639,300円

(注) ①運用利回りが予定運用利回りを上回った場合は基本退職金に上積み（付加退職金）されます。

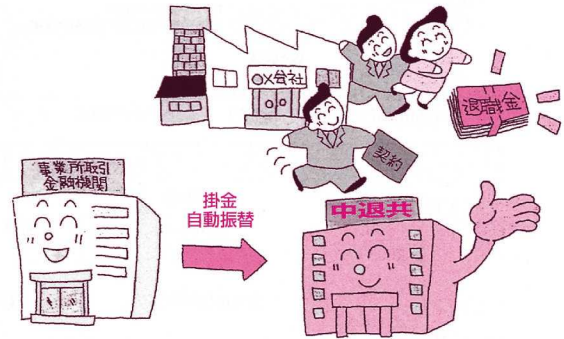
②納付2年未満は掛金相当額を下回り、1年未満は退職金が支給されません。

退職金の受取方法

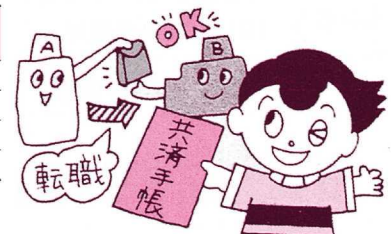
- 【一時払い】全額を退職時に受け取る方法
- 【全額分割払い】全額を年金型の分割払い
- 【一部分割払い】「分割払い」と「一時払い」の組合せ

中退共制度(中小企業退職金共済制度)は、退職金制度を持つことが困難な中小企業に、国の援助で退職金を支払うことができるようにすることを目的に法律で定められた社外積み立て型の退職金制度です。

中小企業退職金共済事業本部ホームページ
<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp>



通算制度



— 加入の手続き・お問い合わせ先 —
(公財)新潟市勤労者福祉サービスセンター
電話 025(201)6113